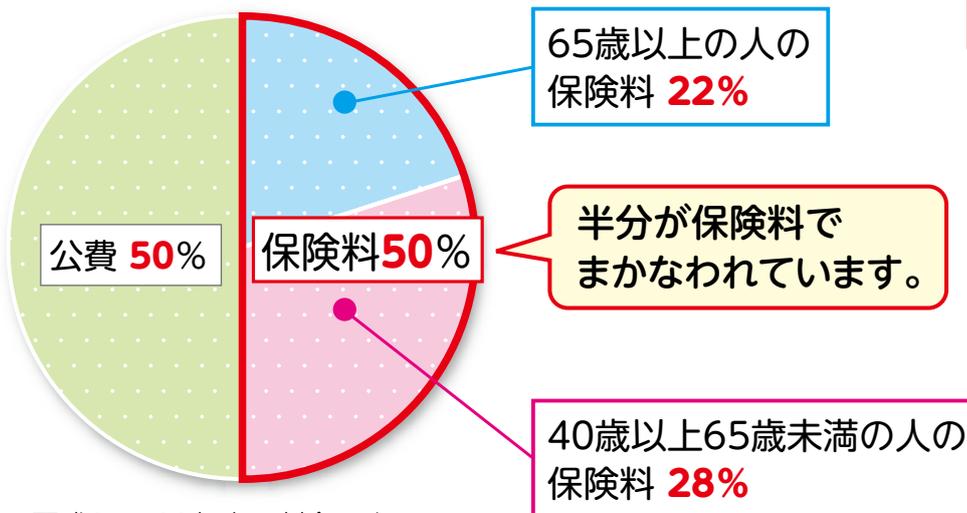


介護保険料は大切な財源です

介護保険は、公費と、40歳以上のみなさんが納める保険料を財源に運営しています。介護が必要になったときに、だれもが安心してサービスが利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

介護保険の財源（利用者負担分は除く）



※平成27～29年度の割合です。

変わりました

平成27年4月から介護保険料の負担割合が変わりました。



教えて！ 介護保険



保険料を滞納しているとどうなるのですか。

保険料を滞納していると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。



●1年以上滞納すると…

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。

●1年6か月以上滞納すると…

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

●2年以上滞納すると…

サービスを利用するときに利用者負担が3割になったり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

やむを得ない理由で保険料を納められないときは

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。困ったときは、お早めに町の介護保険係窓口にご相談ください。

40歳以上65歳未満の人の介護保険料 (第2号被保険者)

国民健康保険に加入している人

決まり方

保険料は下記の算定方法で、世帯ごとに決定します。



介護保険料

$$\begin{array}{c} \text{所得割} \\ \text{第2号被保険者の所得に応じて計算} \end{array} + \begin{array}{c} \text{均等割} \\ \text{世帯の第2号被保険者数に応じて計算} \end{array} + \begin{array}{c} \text{平等割} \\ \text{第2号被保険者の属する世帯で1世帯につきいくらかと計算} \end{array} + \begin{array}{c} \text{資産割} \\ \text{第2号被保険者の資産に応じて計算} \end{array}$$

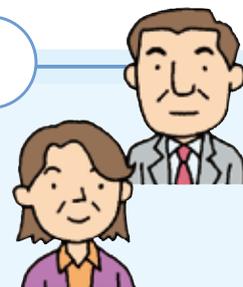
納め方

国民健康保険税として世帯主が納めます。

職場の医療保険に加入している人

決まり方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。



介護保険料

$$\begin{array}{c} \text{給与および賞与} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{介護保険料率} \end{array}$$

※原則として事業主が半分負担します。

納め方

医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。

※40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

介護保険料は基準額をもとに決められます

基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる金額のことです。保険料は、本人や世帯の課税状況や所得に応じて、段階的に決められています。

$$\text{基準額(年額)} = \frac{\text{かつらぎ町で介護保険の給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分(22\%)}}{\text{かつらぎ町の65歳以上の人数}}$$

- ※1 平成29年度については、消費税10%に引き上げによる公費負担による軽減後の保険料です。
- ※2 世帯非課税＝被保険者本人および世帯全員が市町村民税非課税
- ※3 世帯課税＝被保険者本人は市町村民税非課税であるが、同じ世帯に市町村民税が課税されている人がいる
- ※4 本人課税＝被保険者本人が市町村民税課税
- ※5 前年の年金収入等の合計額＝公的年金等収入金額＋合計所得金額

| 保険料段階 | 対象者 | | 保険料年額 | | |
|----------------|--------------|------------------|---------------------|----------------------|---------------------|
| | | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度※1 |
| 第1段階 | 生活保護を受給している人 | | 基準額×0.45 36,100円 | 基準額×0.30 24,100円 | |
| | 世帯非課税※2 | 老齢福祉年金を受給している人 | | | |
| 前年の年金収入等の合計額※5 | | 80万円以下の人 | | | |
| | | 80万円を超え120万円以下の人 | | | |
| | | 120万円を超える人 | | | |
| 第2段階 | | 世帯課税※3 | 80万円以下の人 | | 基準額×0.90 72,300円 |
| 第3段階 | 80万円を超える人 | | 基準額×1.00 80,400円 | | |
| 第4段階 | 120万円未満の人 | | 基準額×1.20 96,400円 | | |
| 第5段階 | 本人課税※4 | 120万円以上190万円未満の人 | | 基準額×1.30 104,500円 | |
| 第6段階 | | 190万円以上290万円未満の人 | | 基準額×1.50 120,600円 | |
| 第7段階 | | 290万円以上400万円未満の人 | | 基準額×1.70 136,600円 | |
| 第8段階 | | 400万円以上700万円未満の人 | | 基準額×1.85 148,700円 | |
| 第9段階 | | 700万円以上の人 | | 基準額×1.90 152,700円 | |
| 第10段階 | | | | | |
| 第11段階 | | | | | |

保険料の納め方

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が
年額18万円以上の人

年金から差し引き
(特別徴収)

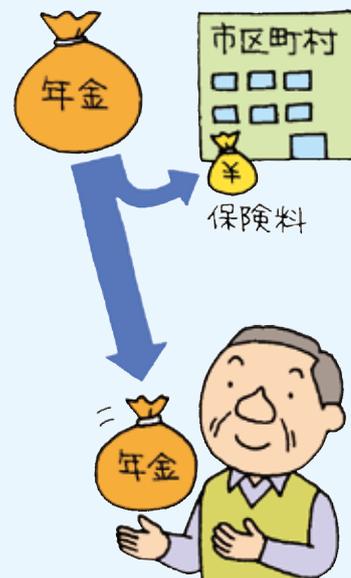
年金の定期支払いの際に、年金の受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。

※老齢福祉年金などは、特別徴収の対象となりません。

| 仮徴収 | | | 本徴収 | | |
|------------|------------|------------|-------------|-------------|------------|
| 4月 (1期) | 6月 (2期) | 8月 (3期) | 10月 (4期) | 12月 (5期) | 2月 (6期) |

介護保険料は前年の所得にもとづいて決まりますが、前年の所得が確定するのは6月以降となります。そのため、前年度から継続して特別徴収の人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納めます（仮徴収）。

10・12・2月は、確定した年間保険料額から、仮徴収分を差し引いた額を納めます（本徴収）。



次のような場合には、年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金の受給が始まった場合
- 年金が一時差し止めになった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合 など

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が
年額18万円未満の人

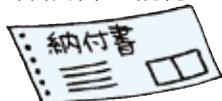
納付書または口座振替で納付
(普通徴収)

口座振替または町が送付する納付書で、期日までに金融機関などを通じて納めます。コンビニエンスストアでの納付はできませんのでご注意ください。

口座振替がおすすめです!

普通徴収の人には、便利で安心な口座振替がおすすめです。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。次のものを持って、指定の金融機関でお申し込みください。

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 印かん（通帳届け出印）



※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としされなかった場合などには、納付書で納めることになります。

